

「まち・ひと・しごと創生会議の開催について」の一部改正について

〔令和元年5月17日〕
まち・ひと・しごと創生本部決定

まち・ひと・しごと創生会議の開催について（平成26年12月19日まち・ひと・しごと創生本部決定）の一部を次のように改正する。

第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3. 前項に規定する人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

まち・ひと・しごと創生会議の開催について

平成26年12月19日
まち・ひと・しごと創生本部決定
平成28年4月22日
一部改正
令和元年5月17日
一部改正

1. まち・ひと・しごと創生本部の下、人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関する重要事項を調査審議するため、まち・ひと・しごと創生会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

副議長 まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣官房長官

構成員 内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者

3. 前項に規定する人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
6. 「まち・ひと・しごと創生本部（平成26年9月3日閣議決定）」が廃止されたことに伴い、廃止前の「まち・ひと・しごと創生会議（平成26年9月3日まち・ひと・しごと創生本部長決定）」がこれまで検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。